

# 成田警察署の人権侵害・デッチあげ弾圧を許すな



82.6.21

No.1075

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八(動力車会館)  
(鉄電)二九三五・六(会館)四三三三・七二〇七

成田警察署が「酔客による告訴事件」を口実として、ゆが組合員に対する重大な人権侵害を行い、更に勤労千葉への新たなデッチあげ弾圧を策動していることを怒りをこめて弾劾する。

去る3月21日、乗務中、酔客の運転妨害を注意したことに対して逆に逆にかんてきに酔客の暴行を制止するという乗務中の国鉄職員として当然の職務を推行了した成田運転区の乗務員(成田支部組合員)に対して、六月八日、成田警察署はことあるうに「傷害事件の犯人」扱いし、「ウソ発見器にかけるゾ」などの暴言・恫喝を行ってなんとか刑事事件にデッチあげようとする断じて許すことのできない重大な人権侵害を行なった。

ゆが勤労千葉は、成田警察署によるこのような理不尽かつ言語道断な人権侵害に對して徹重な抗議をするとともに、組合員に対する警察権力のいかなる人権侵害・不当弾圧も絶対に許さず総力をあげてたたかいぬく決意をあきらかにする。あわせて国鉄当局が、このような権力の介入・弾圧に便乗し、加担するなどの不当弾圧をも断じて許さないことをもあきらかにするものである。

## そもそも、「酔客による告訴事件」とは何か

その概要は、以下のとおりである。

去る3月21日、成田線笹川駅から乗車した乗客の一人が、進行中の電車運転室の後部ドアを激しく蹴とばすなどして騒ぎ、運転妨害を行なった。これに対し、当該運転士が、運転業務上に重大な支障をきたすものと判断し、運転保安上当然にもその乗客に、やめるように注意したのである。ところが、この乗客(酔客)は、成田駅で乗務交替を終えてホーム上を乗務員詰所に向って歩いてきた運転士のあとを、ゆがわざ電車から降りて追いかけて背後からいきなり殴りかかるという乱暴をはたらいたのである。

この様子を目撃した乗継ぎ担当の乗務員とホーム反対側の停車中の(乗車向際)の電車の乗務員がこの乱暴をはたらいている乗客の暴行を制止すべくかけつけ、その

際、この乗客が酔ていし罵声を発しながら暴れていたもので、かけた乗務員と乱暴されていた乗務員の三人で協力し、この酔客を安全な場所に保護・移動させ、駅助役に引き渡し、その後の処置を依頼し、勤務を続行したのである。

## 乗務員の処置は適切・当然

オレ、この三名の乗務員の行動は、全く当然・正当である。とりわけ、運転保安に全神経を集中している運転中の乗務員が、悪質な運転妨害をはたらく乗客に注意するのは当然である。それを逆うらみして、ゆがわざ(行先は千葉駅)電車から降りてきて乗務員を追いかけ、背後から殴りかかるなどという言は道断であり、かつ極めて悪質である。

## オレ、近づくにいた乗務員が協力して暴行を制止し、かつホーム上における転落死傷事故が痛発している現状を心配して、この酷い暴行を保護し、安全な場所に移すことは、緊急かつ職務上、乗客の生命と安全を守る当然の行動である。

オレ、このすべての事態がゆが、

三四分間のしかも衆人監視のなかで行われ、従って、成田署がデッチあげたが、いような「暴行」などと言えぬような事実なら、まったく皆無である。

その後、助役に引き渡されたこの乗客は、成田駅公安室で、「運転妨害」「乗務員に対する暴行」の件で約四〇分間は、公安室より事情聴取を受け、説諭と注意と身柄の保護も含めて行っていたのであるが、この際も、「乗務員に暴行された」という申告の事実さえなかったとされている。なお、この四〇分間のあいだにも酔いにまかせて公安室に足蹴りするなどして暴れていたとされている。

## デッチあげ弾圧を許すな!

事態は明白ではないか。成田警察署は「酔客による告訴」を口実とし、白を黒くい

何度でも言う。職務上の当然の行動をとった乗務員に対し、かつ背後から殴りかかるという暴行をうけたゆがれば被害者である乗務員に対して、成田警察署は、白黒を逆転させて、言語道断な「犯人」扱いの重大な人権侵害の暴挙を行い、暴行事件のデッチあげを策動しているのである。全この組合員は、怒りをこめて弾劾し、弾圧策動を粉碎しよう。